平成２７年（フ）第３２６号
神奈川県大和市中央林間２丁目20番６号　大和エクセラ301
債務者　緒方　丈茂
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３４２号
横浜市保土ケ谷区仏向町280番地　グリーンハウス１―202号
債務者　新國　隆王
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３４３号
横浜市保土ケ谷区仏向町280番地　グリーンハウス１―202号
債務者　新國美佐子
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５２０号
神奈川県海老名市浜田町23番24―102号
債務者　幕内　敏文
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第５４８号
大阪市都島区高倉町１丁目11番19号
破産者　樋口産業株式会社
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７５４号
大阪府箕面市西小路３丁目２番14号
破産者　株式会社山海堂
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５０８号
大阪府茨木市宮島１丁目１番１号
破産者　丸二青果株式会社
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２７７号
大阪市西区西本町１丁目８番２号
破産者　株式会社繁昌
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４７号
兵庫県川西市一庫３丁目10番３号
破産者　水本石油株式会社
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第４３７号
兵庫県西宮市池田町４番24号
破産者　株式会社村上水産
1　決定年月日　平成27年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第７２号
北九州市戸畑区千防１丁目１番20―904号
破産者　坂本　文雄
1　決定年月日　平成27年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３３８５号
大阪市西成区岸里東１丁目６番11―504号、前住所兵庫県西宮市上大市５丁目22番４―207号
破産者　和田　　悟
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０８６号
大阪市浪速区敷津西１丁目２番３号、前住所大阪市阿倍野区昭和町３丁目３番26号
破産者　江村　太一
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６４６号
奈良県天理市守目堂町88―１　村田とせ方、開始決定時の住所大阪市港区築港１丁目３番16号
破産者　三保　博司
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５５０号
大阪市北区天満１丁目21番９号　プリマヴェーラ天満701号室、住民票上の住所福岡県春日市春日10丁目47番地　善コーポ春日103号
破産者　藤田　政信
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９６６号
大阪市平野区加美北１丁目４番24―505号
破産者　藤原　文彦
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４６３号
和歌山県東牟婁郡串本町和深603番地
破産者　吉川きり子
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部